

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社新興プラント工業（法人番号7320001005125）
業者の住所：大分県大分市向原西二丁目8-30
2. 指名停止措置期間：令和4年3月23日から令和4年4月22日まで（1か月）
3. 指名停止措置の範囲：東北防衛局管内
（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）
4. 事実概要：
株式会社新興プラント工業は、民間発注の工事において、建設業法第26条第1項に違反し、資格要件を満たさない者を主任技術者として配置したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和3年10月22日に大分県知事から監督処分（指示処分）を受けた。
5. 指名停止措置理由：
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

参考

- 「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2（抜粋）

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内